

改正案	現 行
<p>(議決すべき事件)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市の総合計画の策定、変更(軽微なものを除く。以下同じ。)又は廃止に関すること。</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、次に掲げる計画</u></p> <hr/> <hr/> <p>の策定、変更又は廃止に関すること。</p> <p>イ <u>香芝市公共施設等総合管理計画</u></p> <p>ロ <u>香芝市男女共同参画プラン</u></p> <p>ハ <u>香芝市商工振興基本方針</u></p> <p>ニ <u>香芝市地域福祉計画</u></p> <p>ホ <u>香芝しみどりの基本計画</u></p> <p>ヘ <u>香芝市生涯学習推進基本計画</u></p>	<p>(議決すべき事件)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市の総合計画の策定、変更(軽微なものを除く。以下同じ。)又は廃止に関すること。</p> <p>(2) <u>市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向(法令により市長その他の執行機関が策定することとされているもの及び特定の地域を対象とするものを除く。)</u>又は<u>執行について定める計画のうち、その期間が5年以上のもの</u>の策定、変更又は廃止に関すること。</p>